豊中市地域の通いの場づくり支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地域の通いの場の運営に要する経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じて住民主体の介護予防に資する活動を実施する通いの場自主グループの継続運営を支援し、人と人とのつながりを通じて、市民が通いの場を中心とした介護予防活動に取り組めるような地域づくりを推進することを目的とする。

（豊中市補助金等交付規則との関係）

第２条　補助金の交付については、この要綱に規定するもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和５７年豊中市規則第１５号）の定めるところによる。

（補助対象団体）

第３条　豊中市地域の通いの場づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

（１）　満６５歳以上の市民の実参加者数が５人以上の団体であること。

（２）　「とよなかパワーアップ体操」を実施する住民主体の通いの場自主グループとして市の登録を受けている団体であること。

（３）　１回当たり概ね１時間程度、週に１回以上の活動を継続して実施する団体であること。

（４）　通いの場を設置する団体として市民に団体名、活動日時、場所等の情報公開することに同意し、新規に参加を希望する市民の受け入れを可能とする団体であること。

（５）　補助対象団体の代表者は、活動に参加する市民であること。

（６）　営利活動、宗教活動、政治活動を行わない団体であること。

（７）　同一の通いの場に対して、他の補助金等の交付を受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が属していると認められる場合は、補助金の対象としない。

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、補助対象団体の活動に係る経費のうち会場借上料（冷

暖房費含む）とする。なお、とよなかパワーアップ体操の実施日に係る会場借上料のみ、補助対象経費とする。

（補助額）

第５条　補助金の額は、毎年度予算の範囲内で申請のある１団体につき次のとおりとする。

会場借上料（冷暖房費含む）の実績に基づき、１回あたり１，０００円を上限とした金額に年間活動週数を乗じた５２，０００円/年を上限とする。冷暖房費のみかかっている場合も同様とする。

（補助金の交付申込み）

第６条　補助金の交付を受けようとする団体は、豊中市地域の通いの場づくり支援事業補助金交付申込書（様式第１号）に次の書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

（１）　年間活動計画書

（２）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付の決定をするものとする。なお、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に条件を付すことができる。

（補助金の決定通知）

第８条　市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を当該申込団体に対し、豊中市地域の通いの場づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（決定の変更等）

第９条　市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはそれに付した条件を変更することができる。

（実績報告）

第１０条　補助金の交付決定を受けた団体が、補助対象事業を完了したときは、完了後速やかに豊中市地域の通いの場づくり支援事業補助金実績報告書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。提出後、追加書類の要求があった場合はそれに応じて追加提出しなければならない。

（１）　各種利用金額証明書類（領収書、レシート等）

（２）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書により調査し、適合すると認めたときは補助金の額を確定し、補助対象団体に対し、豊中市地域の通いの場づくり支援事業補助金交付確定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　前条の規定による補助金の額の確定を受けた団体は、速やかに豊中市地域の通いの場づくり支援事業補助金請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１３条　市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた日から３０日以内に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第１４条　市長は，補助金の交付決定を受けた団体が，次の各号の一に該当するときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

（２）　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

（３）　補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

（４）　偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

２　前項の規定は，補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第１５条　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（指示及び検査）

第１６条　市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた団体に対し、随時、帳簿、書類等の提出を求め、必要な指示又は検査をすることができる。

（委任）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、健康医療部長が定める。

附　則

この要綱は、令和６年６月１日から実施する。